

## 自然災害配慮基準に関する取扱い

令和4年1月28日  
京 都 府

(適用)

第1 この取扱いは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第4号に規定する建築しようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることとする認定基準に関して適用する。

(法第6条第1項第4号に規定する基準)

第2 認定を受けて建築をしようとする住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないこと。

ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合等にあつては、この限りでない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域

附 則

この取扱いは、令和4年2月20日以後に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条に規定する申請に係るものについて適用する。